

參議院農林委員會會議錄第二十一號

たします。前同

うということになる。今度と同じく計でやつてそれを加算して買うことになる、而も米は全部政府が買うということになる、これは従來の議論ともう一步前進して、余計なことをすうというように感じを、少くとも全面に

総額が十萬円までは百分の六とか、十萬円から三十萬円までは百分の三とか、この間同じようなものについて正があつたのですが、これはやはり衆議院でも附帯決議が附いておつて、それだけではないと思うのですが、取

て行かなければならぬのじやないかと
いうことで、具体的な予想取扱数量
申しますか、それと予算とを眺み合
て只今検討しておるわけでありませ
う。

○河野謙三君 衆議院の付帯決議のほ

いかにして、その「道」の御守りをしていくかといふことが、理解しておるわけでごさいます。

○河野謙三君　そうしますと、例えは海事検定協会というのがありますね、ああいうふうな性格のものにこの穀物

検定協会をすべきである、こういうふうなことです。海軍検定協会というのがありますね、ああいうふうな全く第三者的な性格を持ったものにすべきである、こういう意見なんですか。

○説明員(新澤重孝) 検定協会と同じ取扱ひというところまで行くかどうかということですが、一応考え方としては先生がおつしやるようなことだと思います。

○河野謙三 それに対して農林省の御見解はどうでございますか。

○説明員(新澤重孝) これも頂いたばかりでまだ具体的に研究段階に入っておりませんが、確かに仕事の重要性に鑑みまして、やはり資格要件を何らかの形で確保付けると申しますか、裏付けをする必要はあるんじゃないだろうかというふうには感じておるわけでございますが、これも今後十分研究いたして結論を出したいと思えます。

○河野謙三 それからその後段にあります「所要経費の額及び支払方法等」について、政府より実費の直接払いを行う等、これを明確ならしむるよう云々と書いてありますが、これは現在はこの検定協会の経費というものはそれぞれの食糧の取扱業者から一トン幾らというふうなことでとつておるんですね。それを、そういうことをやめて国の負担においてこれを行え、こういう意味ですか、この書いてあるのは……。

○説明員(新澤重孝) この意味はおつしやつたような意味ではないかと思えます。国の仕事に属するものじやないだろうか、従つて国の仕事を第三者に委託しておるような形でやつておるようには受取られるから、従つてその関係をはつきりして、国の事業として行な

つておるものは国が直接その費用を払うようにすべきではないかというふうにおつしやつておるように思えます。

○河野謙三 私はそこで、衆議院の決議にけちを付けるようでありませうけれども、国の負担においてこの経費を賄ふというのなら、これは要するに政府そのものがやはりやればいいのであつて、即ち現在の食糧庁の直接の仕事としてこれを行ふということではいいと思う。いわゆる検定協会の今の仕事というものはデリヴァリーのことであります。デリヴァリーに先やつて、そうしてこの性格を付けるわけでございます。これは本来の食糧庁の仕事であつて、食糧庁の仕事以外のものから切離して別個の性格のものを作れ、そうしてその費用は国が負担しろ、こういうことは私は非常に矛盾があると思ひますね。食糧庁自体の仕事としてこれを行ふことに支障がござい

ますか。

○説明員(新澤重孝) 確かに仕事の性質をいたしまして、何と申しますか、国がやるような意味合もないではないと思うのでありますが、併し将来のことも併せ考えますと、先ほどお言葉にありましたような検定協会というふうな機関もあるわけでございます。更に統制時代のことでございまして、更に来のことを統けて考えますと、こういうふうな検定協会の仕事なり、内容なりというものをだん／＼に基礎付け、權威あるものに育成して行くことも一つの考え方としてあり得るんじゃないかというふうな感じにおるわけでございます。そういう意味におきまして、

検定協会の仕事を直ちに国がやることはいいかどうかという点に關しましては、私としてはちよつとまだ研究を要するのではないかと、ううに考えております。

○河野謙三 私はこの前段に書いてあるように、全然別個の第三者的な性格を持たしたものにしろ、これは私も一つの考え方だと思ふ。それならばこの経費は今まで通り取扱業者から私はとつていいと思ふ。若し後段のようにこの経費を政府が持つんだということであるならば、何を苦しんで別の機関を作らなければならぬか、こういうことで私は非常にこれに矛盾があると思ふのですが、いづれこの決議に対して政府は如何に考えるかということ、は、よく御討議の上本委員会に御説明頂きたい、かように思ひます。

それから別個の問題ですが、これは検査と直接關係がありませんが、最近蔬菜園芸が非常に盛んであります、いわゆる無菌栽培と申しますか、いわゆる人糞尿を使ひない、若しくは人糞尿を使う場合にも、これから十分に消毒と申しますか、要するに人糞尿を使つてもそれによつて細菌が、例えば「いちご」の栽培において、或いはその他の野菜の栽培においても細菌が付かないようにするということについて、何か簡易な便器が何かの奨励をやつてそれに補助金等が出ているようでありますが、こういうことについて、これは一体農林省は今後積極的にそういう方向に向つて栽培の指導をして行かれるつもりですか。ちよつと御質問申上げた趣旨がおわかりかねるかと思ふのですが、丁度今日は普及部長も見えておられますから、むしろ厚生省の分

野かも知れませんが、一体人糞尿と栽培の關係、これについてどういふ方向に持つて行かれるつもりでありますか、これを伺いたいと思ひます。

○説明員(黒川計男) 人糞尿を使用する場合の問題につきましては、今のお話のようにいろいろ問題があるわけでありまして、現在この特殊な便器を利用いたしまして糞尿を分離するようなやり方であるやり方と、もう一つはそれと前から三槽便所と言いますか、そういうやり方と二つの方法がありまして、その土地々々に応じて、我々としたしましてはこれを進めておるわけですが、ただ国の予算等の補助金が今のところないわけですが、生活改良普及員が教育をし、それを進めて行く、こういう段階で今のところはやつております。

○河野謙三 そこでどういふ問題は一体國としてどうでもいいとお考えになつてゐるのか、予算の關係がありまして、一年、二年では片付きませんでしようが、今後五年なり、十年の間において全部そういうふうな簡易な糞尿の処理の便器を農家に設備さして、そうして完全なる無菌栽培と申しますか、そういうことに持つて行くのか、そこらのところを伺いたいと思ひます。実は補助金がないんだとおつしやいましたけれども、各府県においてはま／＼でありますけれども、これに對して相當の補助金を出してあります。出しておる府県があります。そこでこれを各府県に任してやりたいものはやれというふうな程度の消極的なものか、積極的に國がその方向に指導して行くつもりなのか、これを一つ伺いたいと思ひます。同時にこれらの問題

について厚生省と農林省のほうでは現在まで事務的にはどういふ連絡をしてやつておられるか、これを伺いたいと思ひます。

○説明員(黒川計男) 無菌の下肥を使う場合に、無菌にするやり方につきましては、我々としては全面的にやりたいという気持は十分あるわけですが、ただ現在基本的な生活の指導をする費用もなか／＼とれないような状態にあるものですから、現在の段階ではそこまでするわけにはいかぬ状態である、こういうことと。それから厚生省と農林省の問題につきましては、今の御質問のようにまだはつきりしない点があるわけですが、我々としてもいろいろ話合つておるわけですが、又ここからここまでは農林省でやる、ここからここまでは厚生省でやるというふうなところまでは行つていない、甚だ残念ですけれども、そういう状態であり

ます。

○河野謙三 厚生省が主として都市の糞尿につきましては、これはいろいろやつておられますし、今度はまあ何か都市のいろ／＼の糞尿の処理についての法案が出ておりますが、農村の中においての糞尿の取扱ひ、こういう問題について非常に厚生省が無関心だ、これにつきましては、農林省から積極的に厚生省との連絡の上何らかの計画を立てて頂きたい。そうして今お話のようならば、年次は仮に五年か、十

年か、十年か、ここに一つの計画を立て、予算化しなければいかん。こういう問題については本日の農産物検査法とは少し縁が遠いのでありますから、この場合の御答弁でなくともい

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○江田三郎君 私はこの問題について賛成いたしますが、ただ賛成に当りまして次のような附帯条件を付けることにいたしたいと存じます。内容は米麦の「かます」包装の普及を図ると共に取扱いを容易にするため一包装当り重量の引下について早急に改正を図ること、この附帯条件を付して賛成いたします。

○河野謙三君 私は今の江田委員の附帯決議には賛成するものであります。同時に原案にも賛成はいたしますが、ただこの機会に希望を申し上げますが、過目の質疑の際に申し上げましたが、従来新米と古米の買上価格に三十円という大きな開きを付けておりますが、これは私は非常に納得しにくいものであります。もう少し農業経営上「わら」というものをできるだけ農村から都会に吸上げないというのを基本にして考えた場合に、できるだけ古米を高度に利用させるということを中心にして、古米の買上につきましても価格の決定の仕方を再検討して頂きたい。御承知のように、昔横尾惣三郎とかいうえらい百姓に熱心な方がいて、余り熱心過ぎて気遣いだと言われたようなかたであります。このかたは化学肥料を使う者は死刑に処せというような法律を作れと言った。勿論私はこれに賛成するものではありませんが、要するにもう少し農家に有機質のものを余計使わせる、自給肥料を余計

使わせる、これに対して農林省が何ら積極的に考慮を払われていないのじやないか、こういうことだつたと思ひます。これは私は特に最近の農業経営の実態からみまして、この点にもう少し農林省が積極的に考慮を払わなければいかんと思ふ。そういう点に關しまして食糧庁も、ただ食糧管理特別会計がうまく運営されればいいのだというような単純な観点から買上価格の決定をされてはいかんとする。特に今申上げる古米の問題につきましては、農業経営の中に非常に重要な地位を占める「わら」の点につきまして、もう少し大きな観点から、食糧庁としてでなく、農林省としてももう少し関係の改良局なり、経済局なり、それ／＼の立場からの御意見も聞かれまして再検討して頂きたいと思ふのです。これを私は特に希望するものであります。

それから検定協会の問題につきましても、衆議院から附帯決議が出ておりますけれども、私はこれは経費多くして余り効果の上らんものではないと思ひます。これはもう少し検定協会というものはものをやめて、そうしてこの非常に複雑多岐な食糧のデリヴァリーには、これを扱うところの運送業者にそのデリヴァリーの仕事というものを一定の料金で請負わせることによつて私は事足りると思ふ。そのほうが私は実績が上ると思ふのです。一々俵や「かます」のあとを追いかけて、米や麦のデリヴァリーを完全にしようと思ひ検定協会が何千人の人がかかってもできるものではないと思ふ。これは実際できないのです。それよりも今の検定協会の運営に要する費用の三分の一なり、五分の一のものを食糧の運送業者に与えて、運

送業者の責任においてこの検定協会の使命を果すことのほうが私はよほど効果的であり、又経費の節減にもなると思ふ。従つてこの経費は取りも直さず食糧の中間経費でありますから、中間経費の削減にもなると思ふ。こういう点につきまして私はさような意見を持つておりますが、十分な再検討をして頂くというのを特に私はこの機会に附加しまして本案に賛成いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御発言ございせんか。

○上林忠次君 本案には賛成いたしますが、先ほど出ました一俵の目方を減らす、そうして取扱ひやすくするというこの趣旨にも勿論賛成であります。併しながら、この「わら」の資源の少いときに、この単位当りの目方を減らして運送するために、その包装に要する「わら」が多くなるのじやないか、小さくすると扱ひは楽になるが、「わら」が余計要するというようなことになる、半面「わら」が不足しているときに、この運送のために余計な「わら」を使うというやうなことになる。それで、一廻くらの包装したやつを次に又白米の配給にも使うとか、回帳の段取り、それからこれを製造するときのコストの点、いろいろ考へてもらひまして、一方「わら」の必要量ということと眺み合せて考慮して頂きたいということを追加しまして、賛成するものであります。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないうでございしますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

認めます。それではこれから採決に入ります。農産物検査法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、討論中にございました江田三郎君提出の附帯決議について採決をいたします。江田三郎君提出の通り附帯決議をすることに賛成の諸君の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(片柳眞吉君) 多数でございます。よつて附帯決議をすることに決定いたしました。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名をお願いします。
多数意見者署名
清澤 俊英 戸叶 武
佐藤清一郎 重政 庸徳
関根 久藏 上林 忠次
北 勝太郎 川口篤之助
河野 謙三 河田 三郎
○委員長(片柳眞吉君) 速記を止めて下さい。
○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。
次に、前面の委員会におきまして本

日まで留保になつておりました補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会に対する申入れにつきまして、これから朗読しますような文案で申入れすることについて採決をいたしたいと思ひます。

文案を朗読いたします。
昭和二十九年三月二十九日
参議院農林委員会
参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会
委員長 松永 義雄殿
補助金等の臨時特例等に関する法律案の修正に關する申入
目下貴委員会において御審議中の首題の法律案について、左記理由によつて、別紙の通り修正(第十二条「農業改良助長法に基く補助等の特例」を削除する。)方御指置願いたす。

当委員会の決議を以て申入れます。

記
削除修正の理由
一、問題となつてゐる農業改良助長法に基く補助対象事業は、農業生産の増強及び農民生活の改善の中心軸となつて、極めて重要にして且つ効率的な施策であり、而も最近の経済事情は、国内における食糧自給度の向上をいよ／＼緊要とし、これが対策の拡充は刻下の急務たるにかかわらず、財政事情はこれを許さず、かかる事態に當面して、少資を以て多額を収め得る本施策に対する期待は甚だ大きいものがある。かかる際において、本施策に対する補助率を切下げ、實質的に事業の縮小を招来するが

二、農業改良助長法による補助率、現在三分の二とあるのを二分の一に引下げ、その差六分の一は新たに地方交付税交付金に追加計上してあるから、實質上は従來の補助率と変わらないとのことであるが、かかる措置は無意味であるばかりでなく、むしろ事を複雑且つ曖昧にすることになるものであるから、現行通り農業改良助長法により補助率を三分の二とする必要がある。

二、現在においてすら国の補助金算定の単価と現実の単価との差、勤斂手当、期末手当、超過勤務手当等の諸手当及び事業費の不足等のため、農業改良助長法に基く義務負担のほかに、都道府県においても、又市町村その他においても、純地方費を以て相当巨額の負担をしている現状であつて、かような現実において補助率を引下げるがごときことは妥当を欠く。

一、別紙のように法律案を修正しても、これに見合う財源は地方交付税交付金の中に含まれているから、これが組替によつて措置すれば大体差支えないはずである。

補助金等の臨時特例等に関する
法律案に対する修正案

補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条」第十八条」を「第十六条」第十七条」に、「第十九条」第二十二條」を「第十八条」第二十一條」に、「第二十三條」を「第二十二條」に、

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、以下順次一条ずつ繰り上げる。

附則第四項中「第十七条、第十八条又は二十条」を「第十六条、第十七条又は第十九条」に改める。
以上であります。お手許に配つてありますような、只今朗読いたしました申入文案で申入れることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さよう申入れることに決定いたしました。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案の当委員会においてとるべき措置につきまして御審議を願いたいと思います。

本法律案につきましては、政府当局から一応説明を聞きまししたし、なお先ほど陳情もお聞きしたわけでありまするが、如何いたしましょうか。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長（片柳眞吉君） 速記を始めて下さい。

それでは地方税法の一部を改正する法律案になきましては、先ほどの懇談会で御相談しましたような文案で要請することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと
認めましてさよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

三月二十七日日本委員会に左の事件を付

一、中小企業菓子製造業者の危機打開に関する請願（第一八九五号）

一、農業改良普及事業費、兵庫補助増額等に関する請願(第一九二〇号)
一、家畜保健衛生所法廃止反対に関する請願(第一九六五号)

一、農業改良普及事業費国庫補助増額に関する陳情(第五二九号)

第一八九五号 昭和二十九年三月十

中小企業菓子製造業者の危機打開に關する請願

請願者 山形市吹張町山形巢葉

紹介議員 海野 三朗君

全開弱小企業菓子製造業者の危機対策

ル四万トンの内一万トン及び緊急輸入の臺灣糖四万トンの内一万トンの割當を実施すること、(二)てん菜糖政府手持の内三万二千トン、四月二千トンの隨意契約による払下げを差当り実施することの二項を緊急措置として実現せ

られるとともに、恒久対策として現行粗糖輸入外貨資金割当方式を改正し、中小菓子製造業者にも割当られたいとの請願。

第一九二〇号 昭和二十九年三月十一

農業改良普及事業費国庫補助増額等
関する請願

請願者 新潟市上大川前通農業

紹介議員 北村 一男君

政府は、緊縮予算政策の一環として増

普及職員の数についても一割程度の整理を企図しているようであるが、これらのことは農業改良普及事業に致命的打撃を与え、ひいてはわが国の農業に重大なる支障をきたすことになるから、農業改良普及事業費の補助率を現行通り三分の二とし、かつ普及職員の整理を取り止めるとともに、さらに強化、拡充せられたいとの請願。

第一九六五号 昭和二十九年三月十七日受理

家畜保健衛生所法防止反對に関する諸願（二通）

請願者 愛知縣安城市長 大島

紹介議員 長谷部ひろ君

家畜保健衛生所は、農民が久しく渴望していた施設であつて近年ようやく成
果を挙げてきたものであるが、農民の
福利をはかるため今後ますます拡充増
大化すべきであるから、家畜保健衛生
法の廃止には絶対反対であるとの請
願。

第五二九号 昭和二十九年三月十二

農業改良普及事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 宮崎県議會議長 日高

昭和二十九年予算において、農業收

昭和二十九年、陛下御算に於いて、最善の

三分の一は減額されたこと、また、

數良普及事業の前途をあやうくする外

のであり、ひいては、日本農業の後退

を招来し、日本経済を破たんに導くも

のであるから、農業改良普及事業の国庫補助率は従来通り三分の二を堅持されたいとの陳情。

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局